

産業厚生常任委員会報告

令和5年3月22日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年3月16日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開催し、3月9日に本委員会に付託されました議案7件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、健康福祉課長、教育委員会事務局長、住民環境課長、観光戦略課長、上下水道課長、土木建築課長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る3月9日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第23号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：3つの保育園については、改正内容の安全計画の策定等の義務化で安全計画策定や職員や保護者への周知、職員研修や訓練の実施は、されないと言うことでよいのか。

回答：家庭的保育事業等の設備及び運営については市町村の条例で基準を定めなければならないと児童福祉法で決められている。一方、町の3保育園が当てはまる児童福祉施設の設備及び運営については、都道府県の条例で基準を定めなければならないとなっている。

よって、「福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例」の中に町の3保育園が当てはまることとなるが、県の条例では、基準省令の定めるところによるものとする、としていることからこれらの国の基準省令の改正により同時に県の条例も変わると解釈している。

質疑：自動車を運行する場合の所在確認等の義務化で、美浜町では家人が送迎を行っているが、出欠確認はどうしているのか。

回答：保育園に入るときは保護者が子どもを連れて園の中まで入っていただくことを徹底している。出欠状況については、毎日確認しており、無断欠席の場合はすぐに連絡をするなど、対応している。

質疑：保育園の衛生管理等に必要な措置の明確化はどのような基準でいくのか。

回答：保育園については、県の条例、国の基準省令により対応するように決められている。

質疑：自動車を運行する場合の所在確認等の義務化において、ブザー等の設置に係る規定は令和6年3月31日まで努力義務とありそれ以降は設置が義務となるが、違反した場合罰則はあるのか。

回答：期日までに設置しなければならないが、年1回指導監査等があり、ブザー等が設置されていないと、罰則対象となり業務停止命令等がなされる場合がある。

質疑：美浜町にある保育施設に絡む内容で、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在確認、設備及び人員基準の緩和、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除、衛生管理等に必要な措置の明確化等は全て条例の中に盛り込んであるのか。

回答：保育園については、福井県の児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の中に、町の3保育園が含まれており改正されている。

質疑：タクシー等で登園しても、全員保護者の送迎か。

回答：一部祖父母の方もいるが、ほとんど保護者の自家用車での送迎であり、園の中まで子どもを連れてきていただくことを徹底している。

議案第24号 美浜町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：要綱の改正内容に職員研修や訓練の実施等とあるがどのようなことを行うのか。

回答：職員研修については児童クラブの運営に係る子供の安全と衛生管理の研修で、訓練は避難訓練のことである。

質疑：避難訓練は今までに行ったことがあるのか。

回答：避難訓練については定期的に毎年度行っている。

質疑：みなし支援員は美浜の児童クラブにいるのか。

回答：令和4年度は美浜町内にはいない。令和5年度についても今のところいない状況である。

質疑：今いる職員で児童クラブの運営ができるということか。

回答：町内3か所の児童クラブがあり、研修を受けた支援員と補助支援員を配置して運営している。

質疑：条例を整備して条文化することで、今まで行ってきたことに実務として付加されることが何かあるのか。

回答：今現在、避難訓練等を行っているが、安全計画といったものはない。令和6年3月末までには、町としても安全計画を策定し、併せて業務継続計画も同様に策定していくこととしている。

質疑：計画を作るべきだと考えるが、実際の行動としては、何が充実するのか。

回答：実際に取り組んでいる避難訓練や研修等を計画に盛り込むことで実行に移していく考えである。

議案第25号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：国の健康保険法によって改正されるということだが、出産育児一時金というのは、全額国庫補助なのか。

回答：地方交付税に当たるが、3分の2が町の拠出負担、3分の1が国民健康保険税から負担する。

質疑：出産育児一時金48万8000円というのは、各自治体で増減可能なのか。

回答：国の政令で定められており、住民に支給する場合には、町の条例で規定、一般的には全国一律と聞いているが、町の裁量で条例改正は可能と理解、解釈できる。

質疑：可能ということでもいいのか。

回答：国庫補助も入っているが、独自で条例規定をすれば可能と考える。

質疑：町としては国の政策に上乘せして、何かしようという考えはあるのか。

回答：福井県の出産費用は、平均で40万円ほど、今50万円に上がると、その差額分は育児支援金として使ってもらおうこととなる。

議案第26号 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：駅前広場の区画内に一般車は駐停車できるのか。

回答：許可車両専用としており、一般車は駐停車できない。

質疑：使用料が非常に安いのが、算定基準はどこから出てきたのか。

回答：美浜町法定外公共物の管理に関する条例で、町の法定外公共物を貸し出す際の単価を準用して設定したものである。

議案第31号 美浜町集落排水処理施設整備事業基金条例の制定について

質疑はありませんでした。

議案第33号 美浜・三方環境衛生組合理約の変更に関する協議について

質疑はありませんでした。

議案第34号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定について

質疑：道の駅の管理は美浜暮らしブランド推進連合が中心となって管理するこ

とになると思うが、行政側管理者が道の駅に常駐することになるのか。
回答：指定管理自体は、国交省の作ったトイレ施設、情報発信施設、駐車場も含め、全てをSPC、美浜暮らしブランド株式会社の方で一括管理するもので、町の職員が滞在することは考えていない。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第23号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第24号 美浜町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第25号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第26号 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第31号 美浜町集落排水処理施設整備事業基金条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第33号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第34号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定について

は、賛成多数をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前10時41分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。